

岩手県地域公共交通活性化検討会議設置要綱

(平成 29 年 6 月 19 日制定)

(設置)

第 1 岩手県における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図るため、地域公共交通のあり方や活性化に向けた方策等を協議検討する「岩手県地域公共交通活性化検討会議」(以下「検討会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 検討会議は、次に掲げる事項について、協議及び検討を行うものとする。

- (1) 地域公共交通の最適かつ持続可能なあり方に関する事。
- (2) 地域公共交通の維持・改善・活性化及び再生に向けた方策に関する事。
- (3) 地域公共交通ネットワーク構築の推進に関する事。
- (4) その他必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第 3 検討会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は別表に掲げる団体を代表する者その他岩手県知事が必要と認める者とし、岩手県知事が委嘱または任命する。
- 3 検討会議には、必要に応じて前項以外の者を出席させることができる。

(座長)

第 4 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選とする。
- 3 座長は、検討会議を代表し、会議の議長となる。
- 4 座長に事故あるとき、または座長が不在のときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(検討会議)

第 5 検討会議は、必要に応じて開催するものとし、座長が招集する。

- 2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員(公共交通利用者及び学識経験者を除く。)は、都合により検討会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ座長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(任期)

第 6 委員の任期は、委嘱した日から当該年度の末日までとする。

(事務局)

第7 検討会議の事務は、岩手県政策地域部地域振興室において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月19日から施行する。

別表 (第3関係)

- ・岩手県
- ・国土交通省東北運輸局
- ・市町村
- ・公益社団法人岩手県バス協会
- ・一般社団法人岩手県タクシー協会
- ・関係バス事業者
- ・岩手県交通運輸産業労働組合協議会
- ・公共交通利用者
- ・学識経験者